

島教特第 397 号

令和 2 年 3 月 3 日

各特別支援学校長 様

島根県教育委員会教育長  
(特別支援教育課)

新型コロナウイルス感染症の感染例が県内で判明した場合の臨時休業  
における対応について (通知)

令和 2 年 2 月 28 日付島教総第 886 号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における対応について」において通知しましたとおり、県立学校においては、県内で新型コロナウイルスの感染例が判明した場合は、できる限り速やかに臨時休業の措置をとることとしております。

また、特別支援学校においては、臨時休業に伴い、人員確保の問題等で福祉サービス等を利用できないなどの理由により、児童生徒等の居場所を確保できないことが予想されるため、保護者の要望に応じて児童生徒等の学校での受入を行うこととします。

つきましては、臨時休業にあたっての対応を下記のとおりとしますので、各学校におかれましては、対応にあたっての準備をよろしくお願いいたします。

記

【事前の対応】

1. 保護者に対して、学校での受入の希望を把握する。
2. 教職員の出勤状況を把握し、受入体制を整える。
3. 児童生徒等、保護者及び教職員の連絡体制を整備する。
4. 児童生徒等への家庭学習にかかる課題等を準備する。
5. その他必要な事項において、対応方針を決定する。

【県内で感染例が判明した際の対応】

特別支援教育課は、各学校に FAX を送信するとともに、校長に電話連絡をする。連絡を受けた校長は、速やかに臨時休業措置をとる。

【臨時休業に至った場合の対応】

1. 臨時休業期間は、春休み (学年末休業) 開始日までとする。  
なお、臨時休業の解除については、県教育委員会から別途指示する。
2. 各種学校行事は、終業式、離任式等を含め実施しない。卒業式は、令和 2 年 2 月 27 日付「卒業式における新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について (通知)」のとおり実施する。
3. 新入生入学前説明会等、新年度に向けたやむを得ない準備については、実施できることとする。但し、感染防止の観点から、必要最小限の内容に絞り、時間を短縮する、クラスなどにより実施時間に差を設ける等、児童生徒等が長時間一箇所に集まらないよう配慮する。
4. 部活動及び各種の校外活動は実施しない。

5. 補充授業、追認試験等については、臨時休業期間中には実施しない。これに関する特別な対応については別途通知する。（令和2年3月3日付け島教指第1124号）
6. 寄宿舎は閉舎する。
7. 休業期間中は児童生徒等との個別面接等は実施しない。
8. 休業期間中における児童生徒等の生活に係る留意事項については、別添文書を参考に、各学校で指導に努める。

**【本件担当】**

指導スタッフ 福島

電話 0852-22-5988